

# ほっとニュース

第39号

皆様、大変お久しぶりでございます。もうすぐ4月、すっかり春となってしまいました。この冬は暖冬で春が来るのが早かったですね。それに比べて「ほっとニュース」の配信がずいぶん遅れてしまったことをお詫び申し上げます。こんなことではPASネットの活動が忘れられてしまいますね。でも決してぶらぶらとしていたわけではなくて、少し言い訳をさせていただくと、2月17日(土)に芦屋市で「権利擁護フォーラム in 芦屋」という会議が開催されまして、PASネットがその会議に協力をさせていただいた関係で、スタッフ一同、年始からとても忙しい日々を送っておりました。「権利擁護フォーラム in 芦屋」につきましては、また後欄でご報告させていただきます。

さて、新年度を目前にして、皆様のあいだでも何か新しい計画を練っておられることと思います。PASネットでは今年度、各地の権利擁護団体との交流、PASネット権利擁護セミナーの開催、また前述のフォーラムへの参加など、たくさんの新しい試みに挑戦してきました。この経験をステップとし、現在、新年度の新たな事業計画の策定に取りかかっています。理事長をはじめ理事の方々からスタッフ泣かせの？新たな計画の提案がなされております。その全貌を新年度5月の定期総会で明らかにする予定にしておりますので、どうぞご期待ください。

この「ほっとニュース」も新年度から心機一転リニューアルして、新企画を打ち出していきたいと思うのですが、皆様なにかよい企画はございませんでしょうか？アイデアの乏しい私にご助言をよろしくお願いいたします。

## 1、権利擁護事例検討会の報告(1月・2月)

今年度の事例検討会は通年のテーマを「法律と福祉の連携」としまして、PASネットが実際に関わった成年後見制度における複数後見の実践事例を紹介し、法的な側面、福祉的な側面それぞれのアプローチの仕方や両者の連携の方法について、具体的な検討を行っております。

昨年10月からはグループワーク形式を導入し、参加者全員が発言する機会を持てるように致しました。講義形式と比べ参加者の緊張感も増し、素朴な疑問から深い課題まで、さまざまな意見が飛び交う活気ある会議となっております。

さて1月の検討テーマは「高齢者虐待への対応」ということで、ふたつの事例を検討し

ました。ひとつめは高齢である本人が親族から経済的及び身体的虐待を受けて入院、その後、老人福祉法上の措置による施設入所で虐待者との分離が図られ、同時に本人と弁護士が財産管理契約を締結して本人の財産を確保したという、被虐待者を救済した事例でした。ふたつめは逆に虐待者への支援に関する事例でした。虐待者である本人が家族と離れ、家族からの支援が閉ざされた後、相談支援事業者や各種の支援団体からのサポートを受けながら地域での自立生活を踏み出した、という事例でした。

虐待ケースではその介入、分離の判断はとても難しいものです。事例の場合でも、入院あるいは警察の登場というところまでいかないと、被虐待者を保護できていません。「高齢者虐待防止法」が施行され、虐待のおそれがあれば通報できることになっていますが、誰が、どの時点で虐待と判断するのか、措置実施の基準はどこにあるのか、まだまだ曖昧な部分が多いのが現状です。また同法には日々の介護疲れや自らの障害・疾病等のために「虐待者」に追い込まれていく「養護者への支援」も盛り込まれていますが、なかなか支援の確保は難しく、養護者自身もその支援を受け入れて生活するには時間がかかるようです。養護者、家族、本人それぞれの自立支援、さらには相互の関係性の回復支援をどう組み立てていくのが大きな課題となります。

そして2月のテーマは「任意後見利用の実際」ということで、やはりふたつの事例を検討しました。

ひとつめは知的障害を持つ子供と同居されているご夫婦がご自分たちの将来、また息子の将来に不安を抱き、今のうちから準備できることをしておきたいということで、これから任意後見契約を結ぼうという事例でした。そしてふたつめは80代の独居で親族のいない女性が、友人を任意後見人として実際に任意後見契約を結んだ事例でした。

任意後見契約は任意後見人を特定し、その後見人に代理をお願いする法的な内容を自由に決めることができます。ただ、自由であるということは、すなわち自分の思いを具体的に表した内容にしておく必要があるということですし、また任意後見人に指名された人にかかる負担、指名された人が後見人を受けられなくなった場合のリスク、さらに任意後見契約にかかる費用等の問題もあって、なかなか任意後見契約に至るまでに超えなければならないハードルは多いようです。しかし、任意後見契約に対する期待は高く、PASネットでも任意後見契約に関する相談は増えてきています。

この事例検討会はPASネットの会員であれば誰でも無料で参加できますし、会員でない方も当日にPASネットの会員にご登録いただければ参加できます。新年度も引き続き継続して開催していく予定にしております。一度見学してみたい、テーマによっては参加してみたいという方は、参加費二千元をお支払いいただければ参加できますので、ご関心のある方は是非ご参加ください。

< P A S ネット月例事例検討会 >

2007年3月27日(火) 18:30~20:30

テーマ 「法的支援と福祉的支援」

~ 法人後見監督の役割 ~

報告者 内田 扶喜子(社会福祉士)他

場所は西宮市総合福祉センター内です。

## 2、権利擁護フォーラム in 芦屋

2月17日(土)に芦屋市内のルナ・ホールにて「権利擁護フォーラム in 芦屋」が開催されました。このフォーラムは芦屋市が厚生労働省未来志向プロジェクトの助成金を得て行った「高齢者・障がい者を対象とする地域自立生活総合支援体制」の構築に関する調査研究事業のなかの事業のひとつとして開催されました。「みんなが安心、地域で支える権利擁護~高齢者・障がい者の地域自立生活支援の一元化をめざして」のテーマのもと、プログラムは基調講演、仮想劇、パネルディスカッションの三部構成となっております。

基調講演には、大阪府立大学人間社会学部助教授の三田優子先生をお招きしました。高齢者・障がい者が地域で安心して暮らすための支援のあり方について、実際に地域で暮らしておられる方々の事例をご紹介いただきながらの講演となりました。

仮想劇は介護、消費者被害、虐待など様々な問題を抱えた一家が登場しました。そしてこの一家の問題を解決するにはどうすればよいかということ、弁護士や司法書士等の専門職、福祉職、さらに地域の方々との協力をして支援体制を組んでいく様子が描かれました。これを演じたのは、この「ほっとニュース」でもご紹介しておりました「権利擁護フォーラム実行委員」の弁護士、司法書士、社会福祉士の方々でした。実はこの仮想劇の評判が良くて、ここだけの話、再演の声も聞こえています。

三部のパネルディスカッションはパネラーとして、出雲成年後見センター会長の錦織正二弁護士、東濃成年後見センター事務局長の山田隆司氏、甲子園大学現代経営学部医療福祉マネジメント学科助教授の長田貴氏、かんでん福祉事業団の小林正美氏、また助言者として三田優子氏をお招きし、コーディネーターは我がP A S ネット理事長の上田晴男が務めました。パネラーの皆様の活動が紹介されたのち、支援の一元化について、さらに地域で権利擁護を進めていくうえでの課題についての検討がなされました。

あいにくの小雨の降る日でしたが、250人を超える皆様のご来場をいただくことがで

きました。ご来場くださった方々、どうもありがとうございました。また当日配布いたしましたプログラムが若干ございますので、ご希望の方はP A Sネットまでお問合せください。(芦屋市内で行いました「高齢者・障がい者の地域自立支援の一元化・総合化に関するアンケート調査」の集計結果も掲載しております。)

## ~ TOPIC ~

### 新スタッフのご紹介

3月より、新しいスタッフとして栗原が加わりました。以下に本人作の挨拶文にてご紹介したいと思います。美味しい食べ物のたくさんある篠山市出身ということで、なにげに期待しています♥

従来のスタッフ共々、よろしくお祈いします。

はじめまして。新人職員の栗原紀代美です。医療の現場での経験が長かったのですが、介護支援専門員に転職した頃から、権利擁護の必要性を感じはじめました。未熟者ですが、どうぞよろしくお祈いします。

### P A S ネット 2007 年度定期総会のお知らせ

P A S ネットでは、5月12日(土)午後2時半より尼崎市立すこやかプラザにて「2007年度定期総会」を開催いたします。総会では2006年度の事業報告、決算報告、及び2007年度の事業計画、予算計画の提案を行いたいと思います。また、総会終了後にちょっとしたイベントも企画しております。P A S ネットの正会員の方は総会の議決権がございますので、是非ご出席を賜りますようよろしくお願い申し上げます。また支援会員の方には議決権はございませんが、是非ご出席いただき、今後のP A S ネットの活動についてのご理解とご協力をいただけるとありがたいです。また詳しいことについては、このホームページ、またはメール、F A X、郵便等にてお知らせいたします。

< 2007年度 P A S ネット定期総会 >

5月12日(土) 午後2時30分~

場所：尼崎市立すこやかプラザ

( J R 立花駅南 フェスタ立花南館5階 )

## 会員更新のお願い

P A S ネットでは新年度も引き続き P A S ネットの活動にご理解とご支援をいただける会員の方を募集しております。P A S ネットの会員登録者は既に 1 0 0 名を突破しておりますが、これからも広く会員の募集を行い、P A S ネットの活動を広げていきたいと考えております。新年度を迎えるにあたり、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

正 会 員：入会金 1 万円 年会費 1 万円（ 1 口）

支援会員：入会金無料 年会費 3 0 0 0 円（ 1 口）

団体会員：入会金無料 年会費 1 万円（ 1 口） \* 何口でも可です。

### ～あとがき～

春を目前にして寒の戻りが体に堪えますね（あれ、私だけですか？）。でも、道行く人々の服装のなかにも春のアイテムが見え隠れして、春の訪れを感じています。この 3 月、4 月というのは別れがあり、出会いがあり、そして新しいことに挑戦しよう！という節目の時期ですね。今年度を振り返れば、P A S ネットは怒涛の 1 年でした。法人後見の増大、専門職の方々とのネットワークの拡大、各地の権利擁護団体との交流など、多忙を極めたけれども、人とのつながりが広く、太く、強くなった 1 年でもありました。私も P A S へ来て 2 年、なんとかカントカ「P A S のスタッフです♥」と言えるところまで来たかな？と勝手に思っています。さて、P A S ネットも新年度に向けて新たな事業や計画が始動しています。新しいスタッフも加入いたしました。日々の権利擁護支援活動、法人後見活動を大切にしつつ、新たな目標に向かってぼちぼち歩く P A S ネットをどうぞこれからもよろしくお願いします。（ B B ）